

30信監第9号
平成31年2月7日

信濃町長 横川 正知 様
信濃町議会議長 小林 幸雄 様

信濃町監査委員 清水 岳美
信濃町監査委員 佐藤 武雄

平成30年度財政的援助団体等の監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

平成 30 年度財政的援助団体等監査報告書

第 1 監査の目的

地方自治法第 199 条第 7 項の規定及び平成 30 年度監査計画に基づき、信濃町が財政的援助等を行っている事業について、公正で、合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、当該財政的援助を受けた団体等に係る出納その他の出納に関連する事務の執行について監査を実施しました。

第 2 対象年度

平成 29 年度執行分

第 3 対象団体及び実施期間

町から財政的援助を受けた団体等の中から、次の各号のいずれかに該当する 2 団体を選定し、平成 30 年 10 月 24 日及び平成 30 年 12 月 25 日に実施しました。

- (1) 町から資本金等の 4 分の 1 以上の出資又は出捐を受けている団体
- (2) 町から 100 万円以上の補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (3) 町から公の施設の管理を委任されている団体（指定管理者）

監査実施団体

- No. 1 信濃町商工会
- No. 2 一般社団法人信州しなの町観光協会

第 4 監査の実施方法

監査対象団体に出向き、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

第 5 監査の結果

監査を実施した 2 団体において、指摘事項はありませんでした。

また、所管課についても、指摘事項はありませんでした。

「監査対象団体ごとの監査結果」、「所管課に対する意見」は、次ページ以下のとおりです。

なお、軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促したので、記載を省略します。

監査対象団体ごとの監査結果

監査団体名	信濃町商工会			No. 1
団体所在地	信濃町大字柏原 2645 番地 2			
監査年月日	平成 30 年 10 月 24 日	所管課	産業観光課	
団体の概要	代 表 者	会長 間瀬 一朗		
	設立年月日	昭和 35 年 9 月 2 日	資本金等	正味財産 125,776,420 円
	主 な 事 業 の 内 容	1 商工業に関する相談又は指導		
		2 商工業に関する情報収集及び提供		
		3 商工業に関する調査研究		
		4 商工業に関する講習会又は講演会の開催		
平成 29 年度		収入 43,467,069 円	収支差額	△665,082 円
決 算 状 況		支出 44,132,151 円	正味財産増減額	△4,988,941 円
監 査 対 象 事 項	補助金 信濃町経営改善普及事業補助金 10,000,000 円			
監 査 結 果	指摘事項はありませんでした。			
意 見	<p>○ 補助金交付要綱に基づく変更の承認手続について</p> <p>本補助金の実績報告書を確認した結果、補助金算定明細書中「補助事業に要する経費」及び「町補助金」の額が補助金交付申請書の内容と異なる額となっています。</p> <p>申請内容に変更が生じたときは、信濃町経営改善普及事業補助金交付要綱第 6 で補助金交付申請変更承認申請書を町長に提出することとされていますが、この手続が行われていません。</p> <p>補助金交付要綱に従った適正な手続を行うようにしてください。</p>			

監査団体名	一般社団法人信州しなの町観光協会			No. 2	
団体所在地	信濃町大字野尻 37 番地 6				
監査年月日	平成 30 年 12 月 25 日	所管課	産業観光課		
団体の概要	代 表 者	会長 砂山 聡			
	設立年月日	平成 24 年 4 月 25 日	資本金等	正味財産 7,820,777 円	
	主 な 事 業 の 内 容	1 観光基盤（交通体制、宿泊、飲食、土産販売等）の整備			
		2 商工振興、農林振興（商店街振興、物産振興、歴史・文化の保全等）			
		3 自然・景観の保全（観光資源の保全等）			
		4 交流・渉外（催事、取材、研修対応等）			
		5 宣伝・誘客（情報発信、旅行企画等）			
平成 29 年度 決 算 状 況		収 益 費 用	21,852,393 円 21,142,034 円	収支差額 正味財産増減額	710,359 円 8,773,644 円
監 査 対 象 事 項	補助金 15,161,000 円 信濃町観光協会運営費補助金 5,700,000 円 信濃町インバウンド対策事業補助金 3,700,000 円 インバウンド対応観光案内所整備事業補助金 5,761,000 円				
監 査 結 果	指摘事項はありませんでした。				
意 見	<p>○ 経理規程の見直しと内部統制の整備について</p> <p>補助金等を執行するための会計処理を定めた、一般社団法人信州しなの町観光協会経理規程(以下「経理規程」という。)を確認した結果、第 25 条に定める決算書類について、第 26 条で理事会の承認を得ると規定されていますが、法人定款第 30 条では定時会員総会で承認を受けなければならないとされていますので、両者の整合性を図ってください。</p> <p>また、理事のうち 1 名を会計担当理事としているとのことですが、経理規程第 4 条に定める財務担当理事であるならば名称を統一すると共に、その職務を規定する等、内部統制を明確にしてください。</p>				

所管課に対する意見等

産業観光課

1 信濃町商工会関係

(1) 補助金交付要綱に基づく変更の承認手続について

信濃町経営改善普及事業補助金の実績報告書を確認した結果、補助金算定明細書中「補助事業に要する経費」及び「町補助金」の額が補助金交付申請書の内容と異なる額となっています。

申請内容に変更が生じたときは、信濃町経営改善普及事業補助金交付要綱第6で補助金交付申請変更承認申請書を町長に提出することとされていますが、この手続が行われていません。

補助対象事業者に対し、補助金交付要綱に従った適正な手続を行うよう指導してください。

2 一般社団法人信州しなの町観光協会関係

(1) 信濃町観光協会運営費補助金

町は平成29年度に補助金5,700,000円を交付していますが、当該補助金交付要綱中に補助率又は補助金の交付額についての規定がないため、補助金の額の算定が適正であるか否かを確認できません。

については、補助金交付要綱に補助率等額の算定に関する規定を設けて下さい。

(2) 補助金の額の決定

信濃町補助金交付規則第13条により、町長は補助事業の成果の報告を受けたときは、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定することとされています。しかしながら、信濃町インバウンド対策事業補助金とインバウンド対応観光案内所整備事業補助金については、額の確定通知書が整備されていません。補助金を交付するための重要な手続を証明する書類ですので、規則第13条に基づいた処理を行ってください。